

寒川町次世代育成支援行動計画地域協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 次世代育成対策推進法に基づく次世代育成支援対策の推進を図るため、寒川町次世代育成支援行動計画地域協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次世代育成支援行動計画の策定及び推進に関すること。
- (2) その他次世代育成支援行動計画に必要な事項

(組織)

第3条 協議会の委員は、10名以内とし、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 公募の町民
- (2) 学識経験者
- (3) 企業代表
- (4) 幼稚園・保育園代表
- (5) 子育て支援センター職員
- (6) 学校関係者
- (7) 主任児童委員
- (8) 茅ヶ崎保健福祉事務所職員
- (9) 中央児童相談所職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選とし、副会長は会長が指名する。

3 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第7条 協議会は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第8条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成16年7月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。